



第3回 下水道事業運営審議会

令和5年7月20日(木) 13:00～
大津町役場 2階 201会議室

前回（第2回）の振り返り

○主な意見

- 30年前は経営の視点よりも生活環境整備を最優先に事業推進してきたが、人口減少の時代を迎え、効率的な経営の考え方へシフト
- 一般会計から2億円繰入れていることの規模感を認識すべき
- 今後見込まれる事業規模は？・・・4系目の処理場増設、瀬田・大林等未整備地区の本管整備、人口増や工場進出への対応
- インフラである下水道は一般企業の減価償却とは意味合いが違うので、ある程度の一般会計負担も必要（基準はどれくらいか？）
- 住民に負担を求める前に、汚水処理費等の経費削減の努力を示す資料で説明すべき

前回（第2回）の振り返り

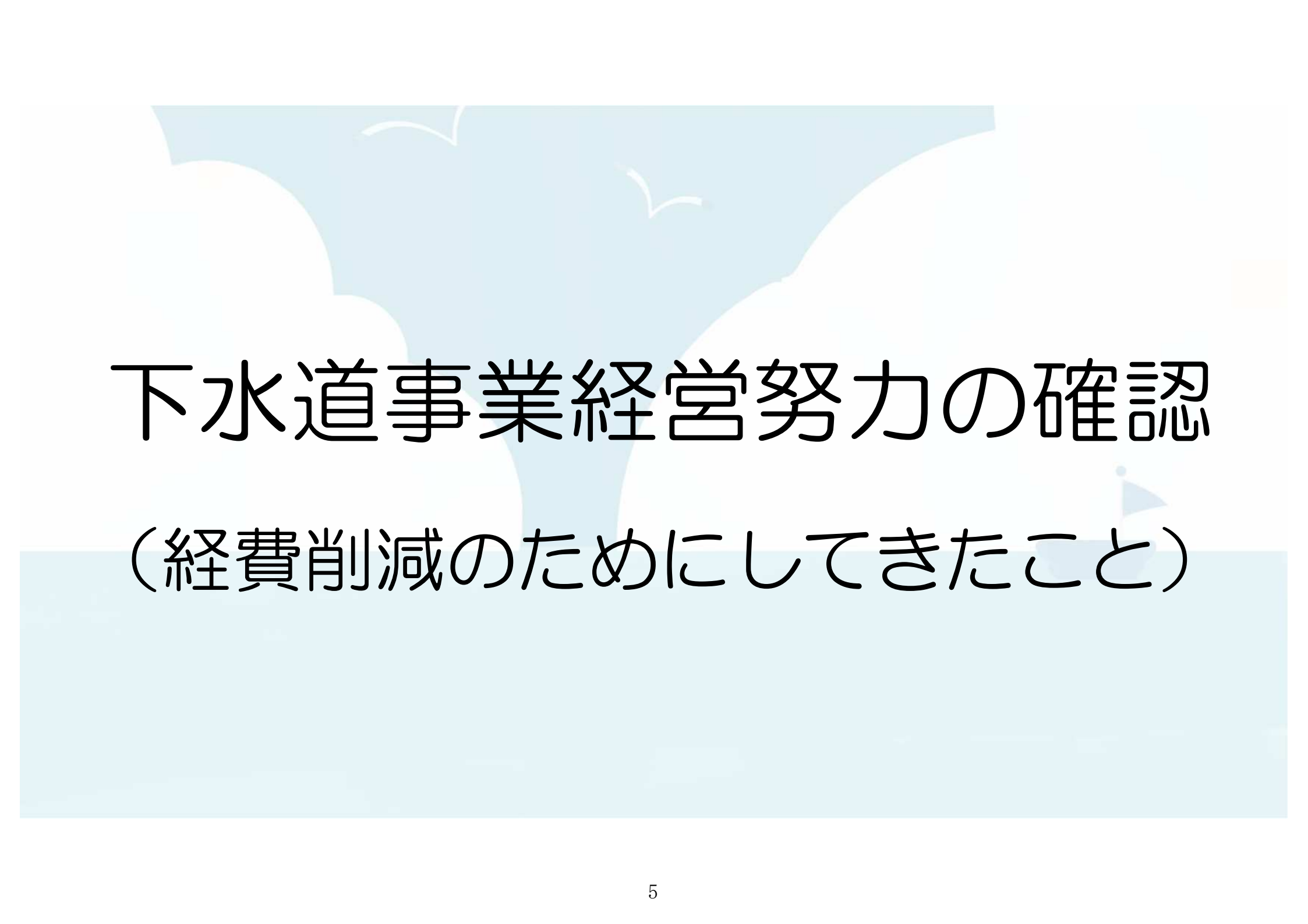
- 農業集落排水事業の統合は記載されているが、流域下水道への参画も視野にいれ検討すべき
- 使用料を上げる場合、汚水処理原価が限度なので基準を明確に
- 審議会では料金改定の必要性については認識できた。次回以降は改定を前提に検討していく

○検討するための材料

- 汚水処理費（処理場経費等）の推移（経営努力）がわかるもの
- どこまで一般会計から繰り入れていいかの目安
- 具体的な料金改定案（改定額や料金体系を複数案示し比較検討）

第3回下水道事業運営審議会の目的

- 下水道事業経営努力の確認（経費削減のために実施したこと）
- 一般会計からの繰入金の目安についての確認
- 考えられる使用料改定案（複数案）の比較検討
- 下水道使用料の改定案の決定
 1. 目指すべき使用料金の姿 — 改定率（額）を決める
 2. 料金体系をどう分布させるか（一律定額？累進？など）
 3. いつまでに何回で改定するか



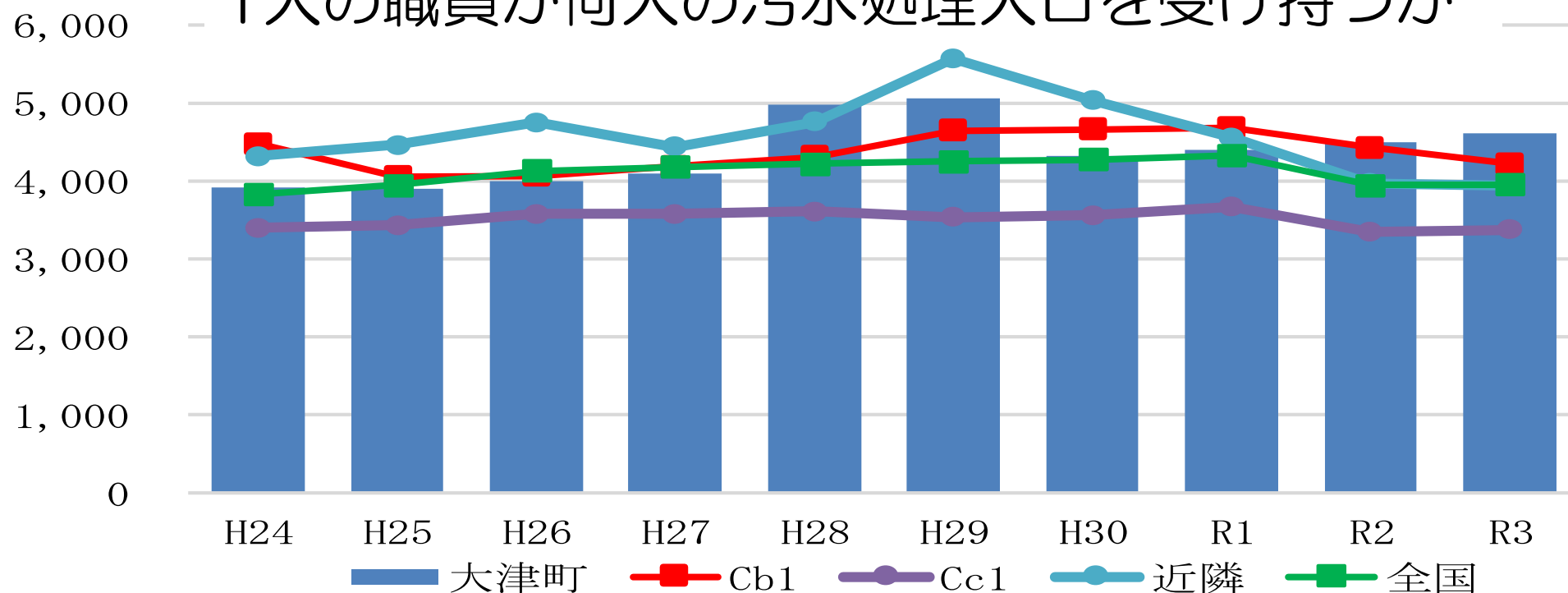
下水道事業経営努力の確認

(経費削減のためにしてきたこと)

下水道従事職員数の推移

期 間			公共	農集	合計	備考
平成元年度	～	平成5年度	11		11	平成元年度～公共供用開始
平成6年度			10		10	
平成7年度			9		9	
平成8年度			7		7	
平成9年度	～	平成11年度	6		6	
平成12年度			7		7	
平成13年度			7	1	8	農集事業準備
平成14年度	～	平成19年度	7	2	9	平成14年度～農集事業開始
平成20年度	～	平成24年度	6	2	8	平成24年度で農集事業終了
平成25年度	～	現 在	5	1	6	

1人の職員が何人の汚水処理人口を受け持つか



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大津町	3, 909	3, 907	3, 988	4, 098	4, 984	5, 057	4, 312	4, 405	4, 497	4, 614
Cb1	4, 475	4, 053	4, 067	4, 184	4, 302	4, 647	4, 656	4, 681	4, 430	4, 216
Cc1	3, 397	3, 428	3, 576	3, 573	3, 609	3, 536	3, 559	3, 663	3, 348	3, 376
近隣	4, 310	4, 457	4, 748	4, 436	4, 758	5, 566	5, 028	4, 551	3, 966	3, 935
全国	3, 820	3, 946	4, 128	4, 180	4, 216	4, 246	4, 270	4, 333	3, 946	3, 948

営業収益に占める職員給与の割合（％）

10.0

8.0

6.0

4.0

2.0

0.0

H24

H25

H26

H27

H28

H29

H30

R1

R2

R3

大津町

Cb1

Cc1

近隣

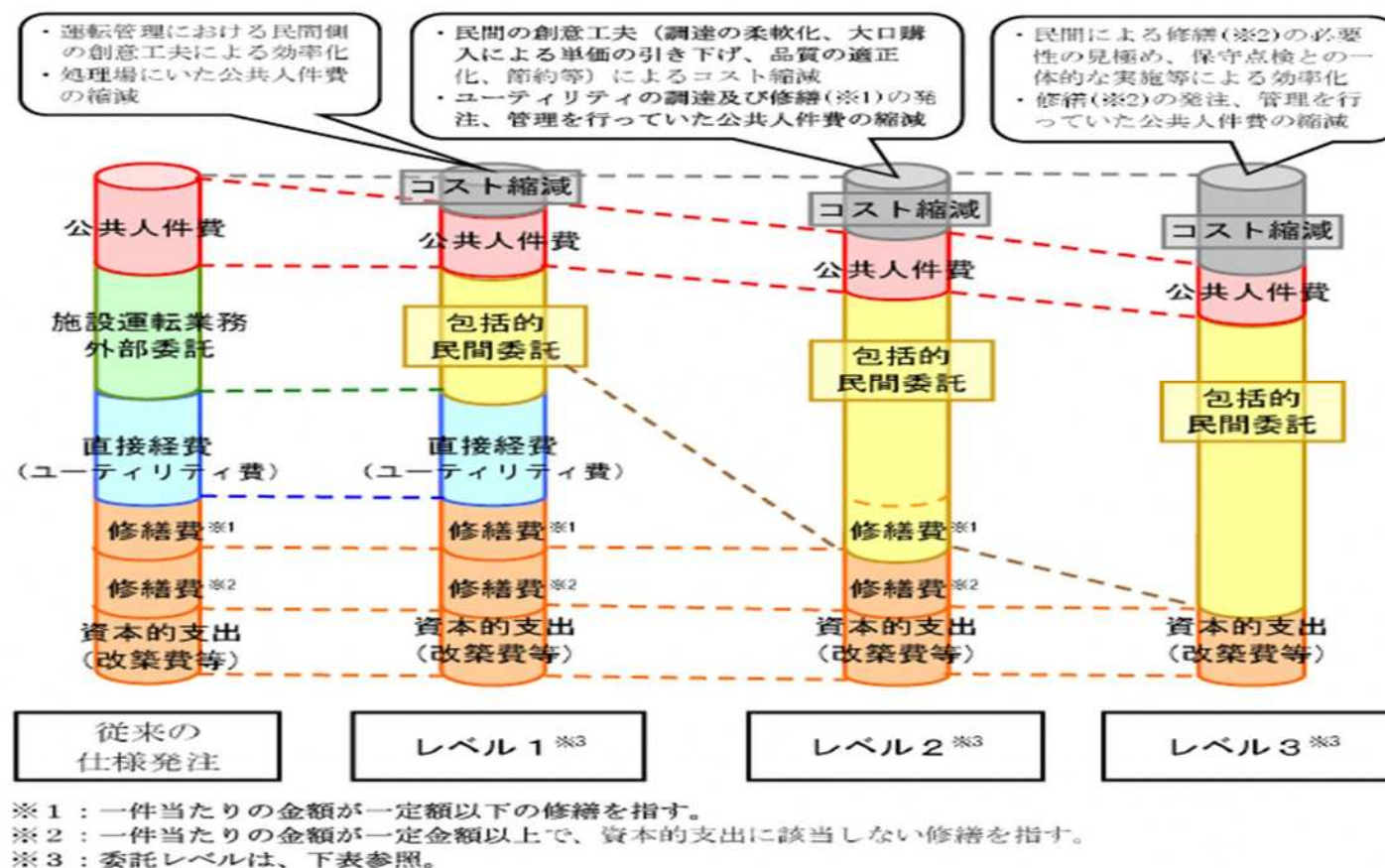
全国

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大津町	7.9	7.1	6.6	5.1	4.1	3.8	4.1	6.0	4.0	4.0
Cb1	6.2	6.0	6.6	6.6	6.3	6.3	7.0	7.3	7.2	7.3
Cc1	6.6	6.4	6.4	6.2	6.2	6.4	6.6	7.1	7.7	7.6
近隣	5.3	4.9	4.5	5.6	4.1	5.2	5.3	6.4	6.6	5.8
全国	7.4	6.9	6.3	6.2	6.0	6.0	6.0	6.1	6.4	6.3

○包括的民間委託

処理場等の維持管理業務を民間委託

- ・複数年の契約
- ・性能発注
- ・コスト縮減



委託レベルの定義

項目	業務範囲
レベル1	運転管理（水質管理、運転操作、保守点検等）の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティ（電気、ガス、水道、薬品類等）の調達及び管理を含めた委託、また、これに加えて一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含める場合もある。
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた委託

図：下水道統計
（令和2年度）より参照

維持管理コストの縮減に向けた取り組み

【処理場】包括的民間委託（3年契約、性能発注方式）
より効率的な維持管理のため、平成20年度から導入している

●導入によるコスト縮減効果

平成20年度から3年間を、従来の委託方式で行った場合と、
包括的民間委託で行った場合で比較

受託者からの発注による単価抑制や、従事する町職員の人件費
削減などにより、3年間で約4千4百万円のコスト縮減効果
令和5年度からの包括委託についても、3年間で約4千万のコ
スト縮減効果が算定されている

維持管理コストの縮減に向けた取り組み

●運転方法によるコスト縮減

場内にあるポンプ類の2台交互運転の徹底や、水質状況に合わせたブロワ運転を徹底することで、設備の延命化、電気代や薬品代の削減に努めている。（汚泥処理施設も同様）

●その他のコスト縮減

事業所内の電気使用は、デマンド管理を徹底し、設定以上の使用を抑制している。物品購入は数社からの見積徴収を基本としている。また、役場を含めた各関係機関とのやり取りはメールを最大活用し、郵送費や書類の削減を行っている。

（町側は毎月、電力使用量や薬品資料量を確認し、適正な維持管理が行われているかをモニタリングしている。）

投資コストの縮減に向けた取り組み

【下水道本管等】※後に減価償却として費用計上されるもの

●施設の新設時のコスト縮減

下水道本管設置は、設計指針の流速（0.6m～3.0m/秒）は確保しつつ、可能な限り低勾配で設計する。これにより、掘削土量を抑制し、工事費が削減される。

下水道マンホールについては、維持管理の関係で1号人孔（内径90cm：概算工事費65万円/1基）を基本とするが、起点部や合流部でない箇所など、施工条件によっては、小口径マンホール（内径30cm：概算工事費25万円/1基）を入れ、工事費が削減されるように設計している。

投資コストの縮減に向けた取り組み

【処理場・下水道本管等共通】 ※後に減価償却として費用計上されるもの

●施設の更新について

処理場、下水道本管共に「ストックマネジメント」に取り組んでいる。「ストックマネジメント事業」とは、国の補助事業の一つで、過去に整備した施設について、非効率な更新とならないよう、現状の劣化状況などを調査したうえで、更新する施設の優先順位を明確にしながら5年程度のスパンで計画的に更新していく事業。

（※投資については、可能な限り国庫補助を活用することで、後の使用料による負担を軽減させることとしている。）

これから実施予定の経費削減施策

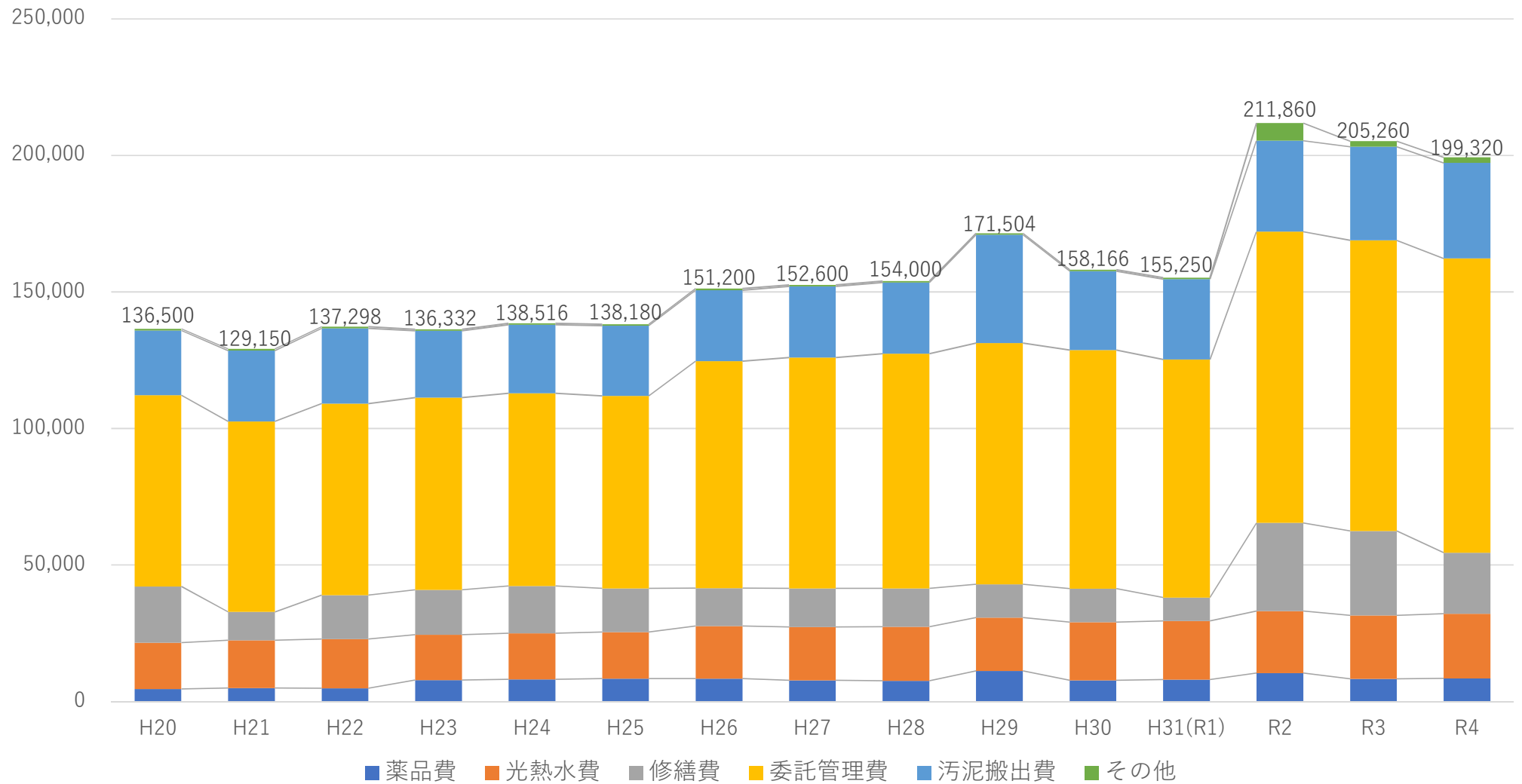
●汚水処理施設の統廃合

錦野浄化センター（農業集落排水）を廃止し、大津町浄化センター（公共下水道）へ接続予定（2031年予定）

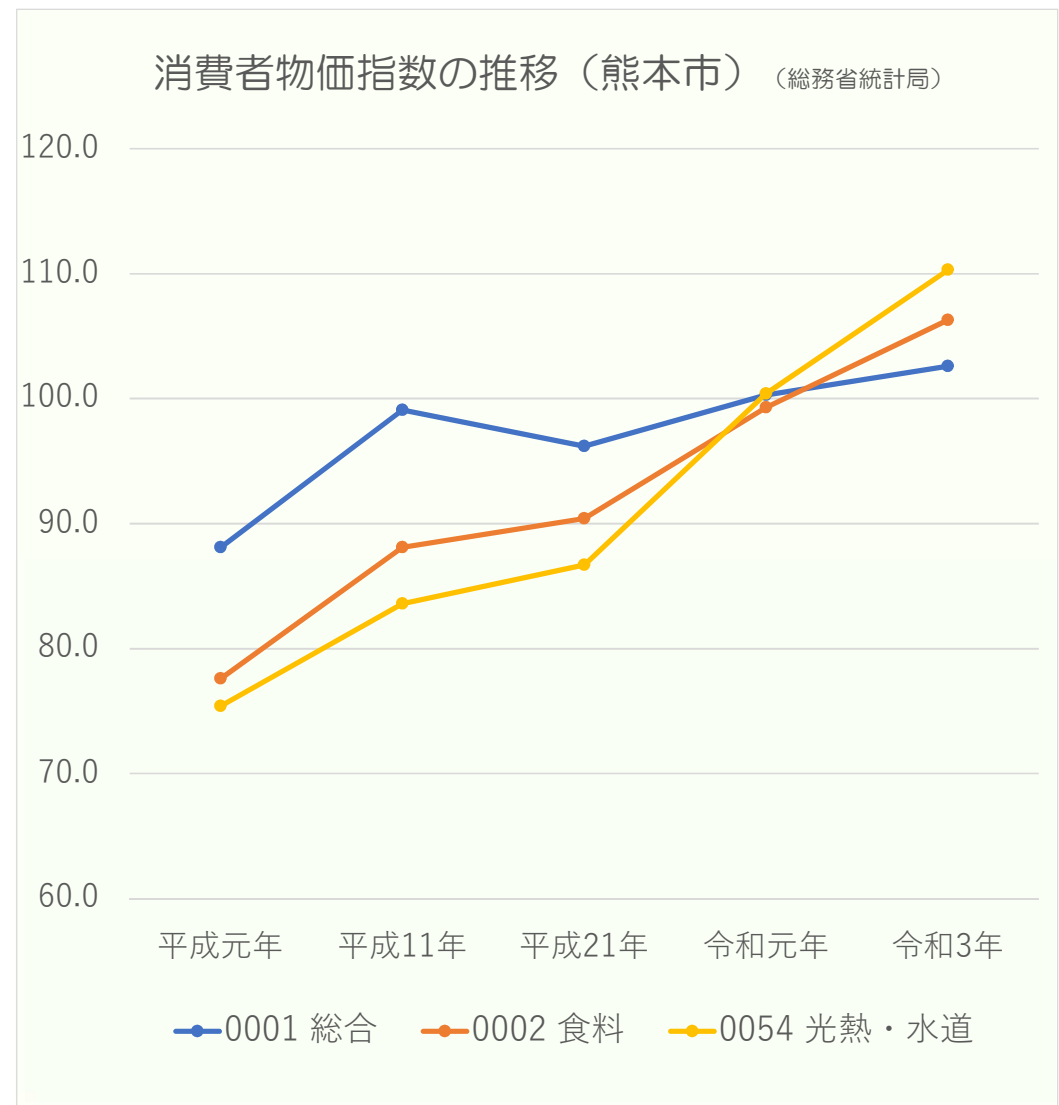
矢護川浄化センター（農業集落排水）を廃止し、杉水浄化センター（農業集落排水）へ統廃合予定（2031年予定）

汚水処理施設の廃止により、接続管渠やポンプ施設の新設が必要となるものの、汚水処理施設の更新費用、維持管理費用のコスト削減メリットが大きい。

浄化センター管理委託費推移

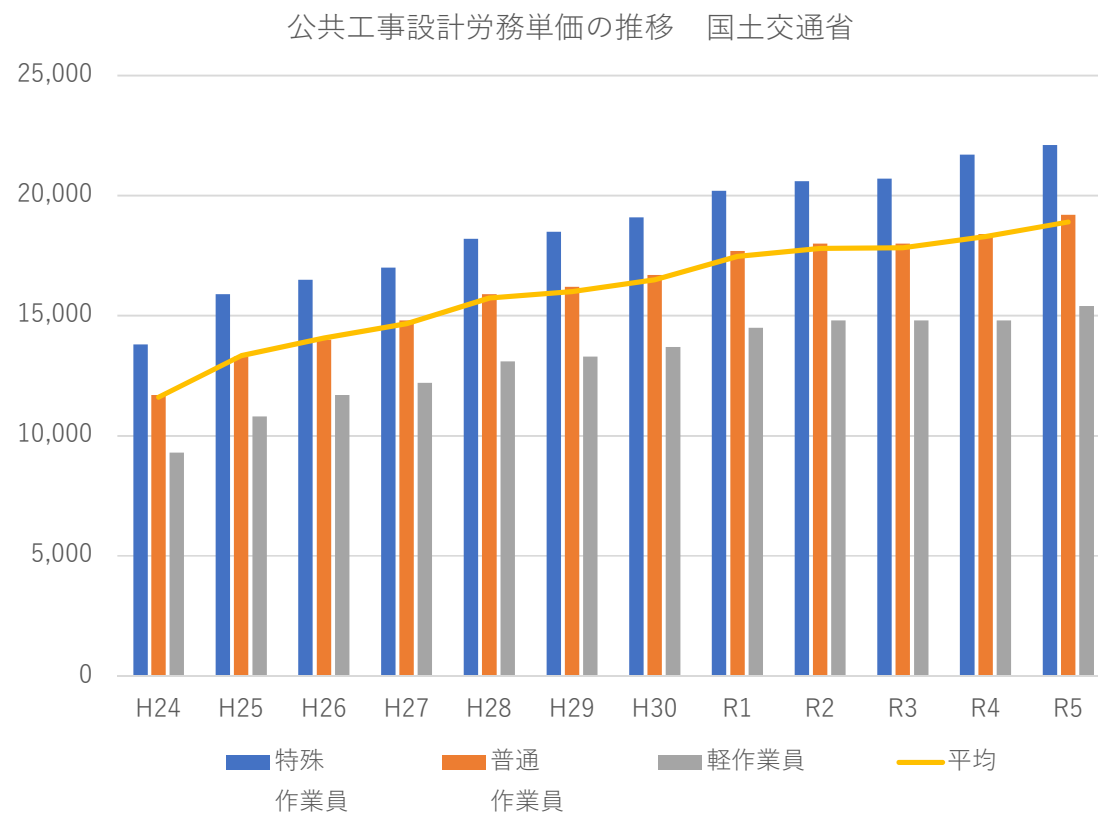


消費者物価指数の推移（熊本市）					
	平成元年	平成11年	平成21年	令和元年	令和3年
0001 総合	88.1	99.1	96.2	100.3	102.6
0002 食料	77.6	88.1	90.4	99.3	106.3
0045 住居	75.8	95.2	96.7	98.8	104.4
0054 光熱・水道	75.4	83.6	86.7	100.4	110.3
0060 家具家事用品	224.2	194.3	119.9	98.5	106.1
0082 被服及び履物	91.3	104.2	97.9	101.6	101.0
0107 保健医療	78.9	91.3	91.7	99.2	100.4
0111 交通・通信	100.9	100.6	98.2	101.1	92.4
0118 教育	81.4	110.6	115.7	104.5	100.1
0122 教養娯楽	117.1	128.5	102.4	101.1	103.1
0145 諸雑費	84.4	93.4	97.1	105.5	103.6



公共工事設計労務単価の推移 国土交通省

年度	特殊 作業員	普通 作業員	軽作業員	平均
H24	13,800	11,700	9,300	11,600
H25	15,900	13,300	10,800	13,333
H26	16,500	14,000	11,700	14,067
H27	17,000	14,800	12,200	14,667
H28	18,200	15,900	13,100	15,733
H29	18,500	16,200	13,300	16,000
H30	19,100	16,700	13,700	16,500
R1	20,200	17,700	14,500	17,467
R2	20,600	18,000	14,800	17,800
R3	20,700	18,000	14,800	17,833
R4	21,700	18,400	14,800	18,300
R5	22,100	19,200	15,400	18,900



一般会計からの繰入金の目安



一般会計からの繰入金の目安

総務省通知「地方公営企業繰出金について」において
「基準内繰入金」が定められている。（抜粋）

- 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
- 臨時財政特例債の償還に要する経費
- 地方公営企業職員に係る手当等の一部（児童手当他）
- 地方公営企業の適用に要する経費など

令和3年度における基準内繰入金

収益的収支では、下水道事業債利子（特別措置分）が79万6千円、臨時財政特例債利子が23万9千円、合計103万5千円

資本的収支では、下水道事業債元金（特別措置分）が3千749万1千円、臨時財政特例債元金が302万5千円、合計4千51万6千円であり、収益的収支と資本的収支を合計した4千155万1千円が基準内繰入金となる。

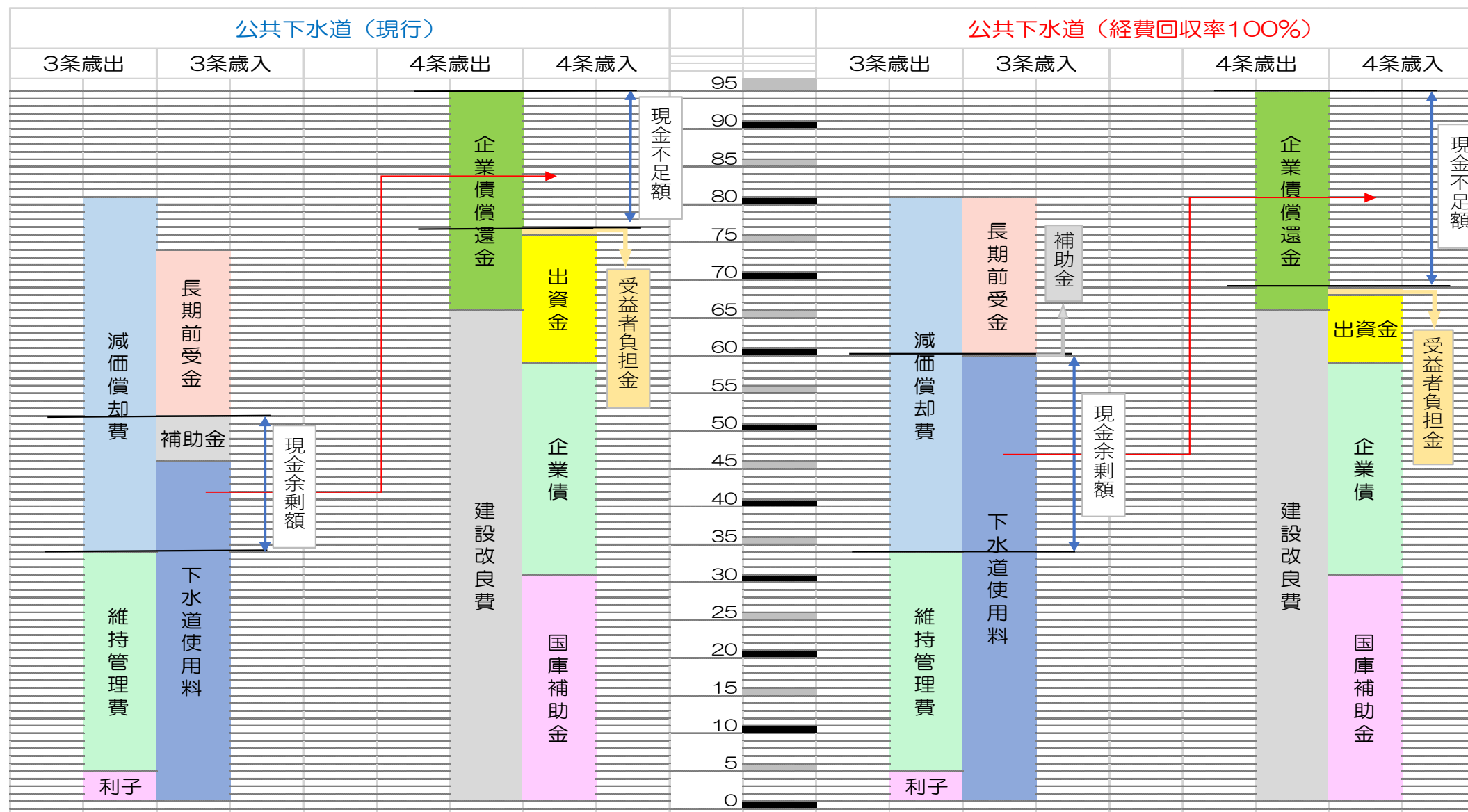
実際には、不足額する1億7千371万8千円を基準外で加算し、2億1千526万9千円を繰り入れて収支バランスを保っている。

汚水処理原価・経費回収率の考え方

(汚水処理費) 8億4,532万円	維持管理費 2億9,572万円	汚水処理費から長期前受金を 除いた金額 6億826万円	使用料（117.0円/m3） 4億6,632万円 経費回収率76.7%	使用料（152.6円/m3） 6億826万円 経費回収率100%
	企業債利子 4,133万円			
	減価償却費 5億827万円		6億826万円÷398.6万m3 =152.6円/m3 （汚水処理原価）	
		長期前受金＋基準内繰入金 2億3,706万円		長期前受金＋基準内繰入金 2億3,706万円
		使用料（152.6円/m3） 6億826万円 経費回収率100%		
		現行使用料との比較 6億826万円÷4億6,631万円 =130.4%		

令和5年度の維持管理費の見込み

項目（主なもの）	見込額（千円）
職員給与費	1 6,3 3 2
包括的民間委託料	2 4 4,4 7 7
使用料徴収及び会計支援委託	2 1,8 0 0
電算システム使用料	4,1 1 8
受益者負担金報奨金	1,0 0 0
管渠修繕費	3,0 0 0
合計額	2 9 0,7 2 7



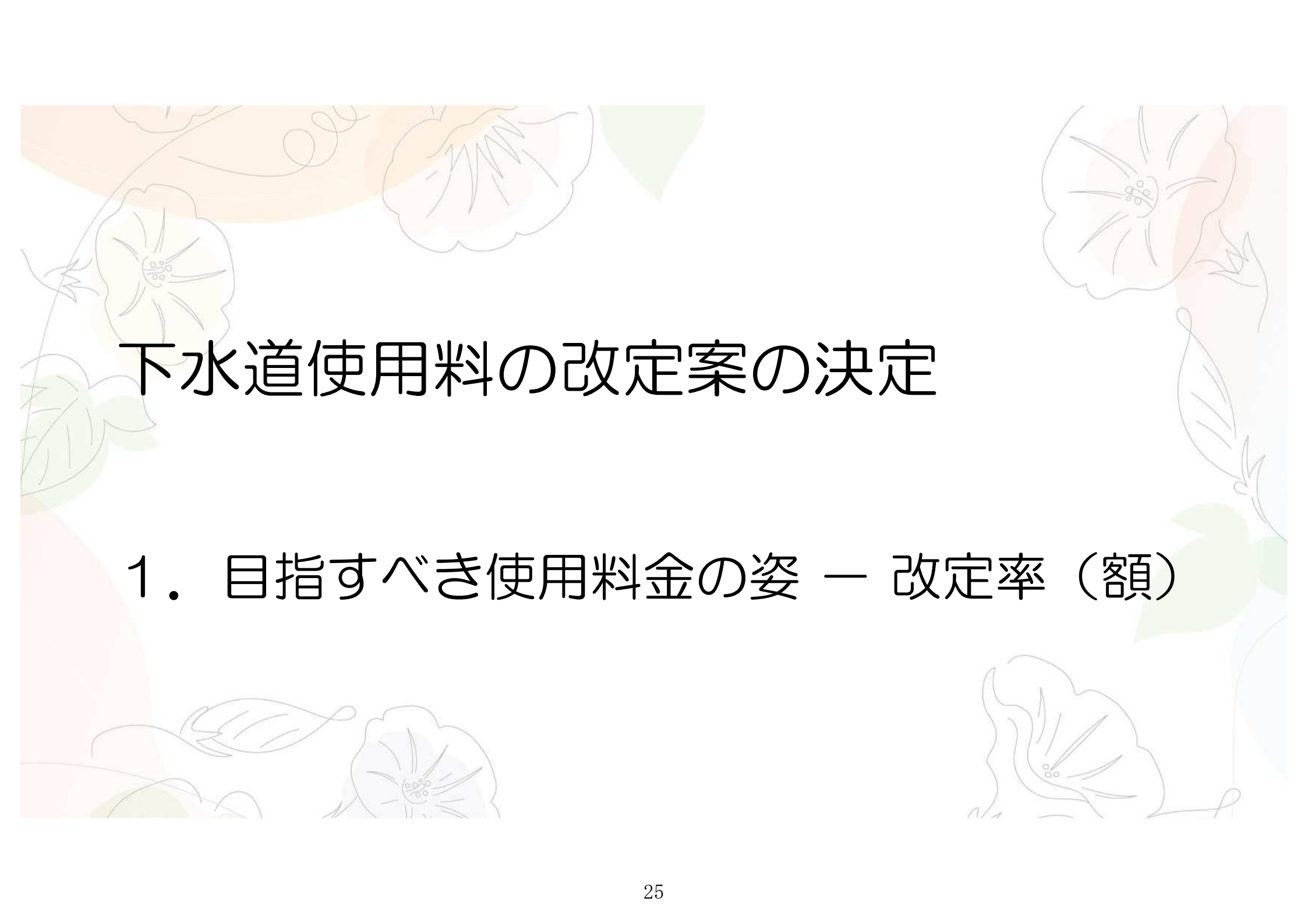
○社会資本整備総合交付金事業対象の要件（抜粋）

- ・公営企業会計移行済みの自治体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で経費回収率向上に向けたロードマップ策定すること



国が求めているのは「経費回収率」の向上、つまり収益的収支における「污水处理費」を使用料で回収できるようロードマップを策定し、それに基づく料金改定を実施していくこと

経費回収率100%の料金改定を実施してもなお不足する約7千万円については、下水道の持つインフラ整備の公益性に鑑み、資本的収支において、一般会計からの繰入金を受け入れることは可能であり、ひとつの目安ではないかと考える。



下水道使用料の改定案の決定

1. 目指すべき使用料金の姿 ― 改定率（額）

使用料算定の前提条件

- 使用料算定期間を5年（R6～R10）と設定
- 処理人口と工場排水量（中核）の増加を見込む
- 処理場4系増設、未整備地区の管渠工事を見込む

使用料改定しない場合（公共下水道）

(単位: 千円, %)

区 分		年 度	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入	453,492	460,746	466,596	474,552	476,190
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	453,492	460,746	466,596	474,552	476,190
		(3) そ の 他					
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金	273,456	284,149	292,998	306,465	317,133
		他 会 計 補 助 金	55,836	56,412	57,251	60,228	63,268
		そ の 他 補 助 金					
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(1) 補 助 金	55,836	56,412	57,251	60,228	63,268
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	217,620	227,737	235,747	246,237	253,865
		(3) そ の 他					
	収 入 計 (C)		726,948	744,895	759,594	781,017	793,323
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費	758,430	781,744	806,455	829,562	843,773
		基 本 給	17,267	17,267	17,267	17,267	17,267
		退 職 給 付 費	17,267	17,267	17,267	17,267	17,267
	(2) 経 費	そ の 他					
		動 力 費	271,917	275,617	278,617	282,617	283,517
		修 繕 費	14,739	14,739	14,739	14,739	14,739
	材 料 費	材 料 費	43	43	43	43	43
		そ の 他	257,135	260,835	263,835	267,835	268,735
	(3) 減 価 償 却 費	(1) 減 価 償 却 費	469,246	488,860	510,571	529,678	542,989
		(2) 減 価 償 却 費					
		(3) 減 価 償 却 費					
支 出	2. 営 業 外 費 用	(1) 支 払 利 息	38,569	39,145	39,984	42,961	46,001
		(2) そ の 他					
		支 出 計 (D)	796,999	820,889	846,439	872,523	889,774
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 70,051	△ 75,994	△ 86,845	△ 91,506	△ 96,451
	特 別 利 益 (F)						
	特 別 損 失 (G)						
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 70,051	△ 75,994	△ 86,845	△ 91,506	△ 96,451

(単位: 千円)

区 分		年 度	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	うち 資本 費 平 準 化 債	287,100	277,700	414,900	416,300	512,000
		2. 他 会 計 出 資 金	165,607	139,856	154,997	143,534	158,080
		3. 他 会 計 補 助 金					
	4. 他 会 計 負 担 金	4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	303,500	293,500	438,500	440,000	541,100
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		9. そ の 他					
	計 (A)		759,207	714,056	1,011,397	1,002,834	1,214,180
資 本 的 支 出	(A)のうち翌年度へ繰り越 (B)	(A)のうち翌年度へ繰り越 (B)					
		純 計 (A)-(B) (C)	759,207	714,056	1,011,397	1,002,834	1,214,180
		1. 建 設 改 良 費	651,900	630,500	942,100	945,200	1,162,500
	2. 企 業 債 償 還 金	うち 職 員 給 与 費	21,566	21,566	21,566	21,566	21,566
		2. 企 業 債 償 還 金	288,882	268,685	257,276	249,569	244,353
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
		5. そ の 他					
		計 (D)	940,782	899,185	1,199,376	1,194,769	1,406,853
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		181,575	185,129	187,979	191,935	192,673
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	181,575	185,129	187,979	191,935	192,673
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
	4. そ の 他	4. そ の 他					
		計 (F)	181,575	185,129	187,979	191,935	192,673
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0

R6~R10で420,847千円の赤字

使用料改定しない場合（農業集落排水）

(単位: 千円, %)

区 分		年 度	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入	28,930	28,600	28,270	28,050	27,610
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
		(3) そ の 他					
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金	76,756	75,116	73,234	71,753	70,735
		他 会 計 補 助 金	31,472	30,230	29,171	28,169	27,046
		そ の 他 補 助 金					
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(1) 長 期 前 受 金 戻 入	45,284	44,886	44,063	43,584	43,689
		(2) そ の 他					
		(3) そ の 他					
	収 入 計 (C)		105,686	103,716	101,504	99,803	98,345
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費	128,995	128,129	128,602	127,744	127,814
		基 本 給	5,962	5,962	5,962	5,962	5,962
		退 職 給 付 費	5,962	5,962	5,962	5,962	5,962
	(2) 経 費	そ の 他					
		勤 力 費	33,977	33,877	33,677	33,677	33,377
		修 繕 費	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100
	(3) 減 価 償 却 費	材 料 費	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102
		そ の 他	34	34	34	34	34
		そ の 他	25,541	25,441	25,341	25,341	25,141
	(3) 減 価 償 却 費		89,056	88,290	88,963	88,105	88,475
支 出	2. 営 業 外 費 用	(1) 支 払 利 息	20,463	18,991	17,802	16,580	15,317
		(2) そ の 他					
		支 出 計 (D)	149,458	147,120	146,404	144,324	143,131
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 43,772	△ 43,404	△ 44,900	△ 44,521	△ 44,786
	特 別 利 益 (F)						
	特 別 損 失 (G)						
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 43,772	△ 43,404	△ 44,900	△ 44,521	△ 44,786

(単位: 千円)

区 分		年 度	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	20,700	20,700	20,700	20,700
		うち 資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金	75,470	79,141	80,642	82,746	84,890
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国（都道府県）補助金	0	23,000	23,000	23,000	23,000
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金					
		9. そ の 他					
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	計 (A)	75,470	122,841	124,342	126,446	128,590
		(A)のうち翌年度へ繰り越 (B)					
		純 計 (A)-(B) (C)	75,470	122,841	124,342	126,446	128,590
		1. 建 設 改 良 費	0	45,900	45,900	45,900	45,900
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0
		2. 企 業 債 償 還 金	75,470	76,941	78,442	80,546	82,690
		3. 他会計長期借入返還金					
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
		5. そ の 他					
		計 (D)	75,470	122,841	124,342	126,446	128,590
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		0	0	0	0	0	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金					
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他					
		計 (F)	0	0	0	0	0
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	

R6～R10で221,383千円の赤字

料金改定パターン

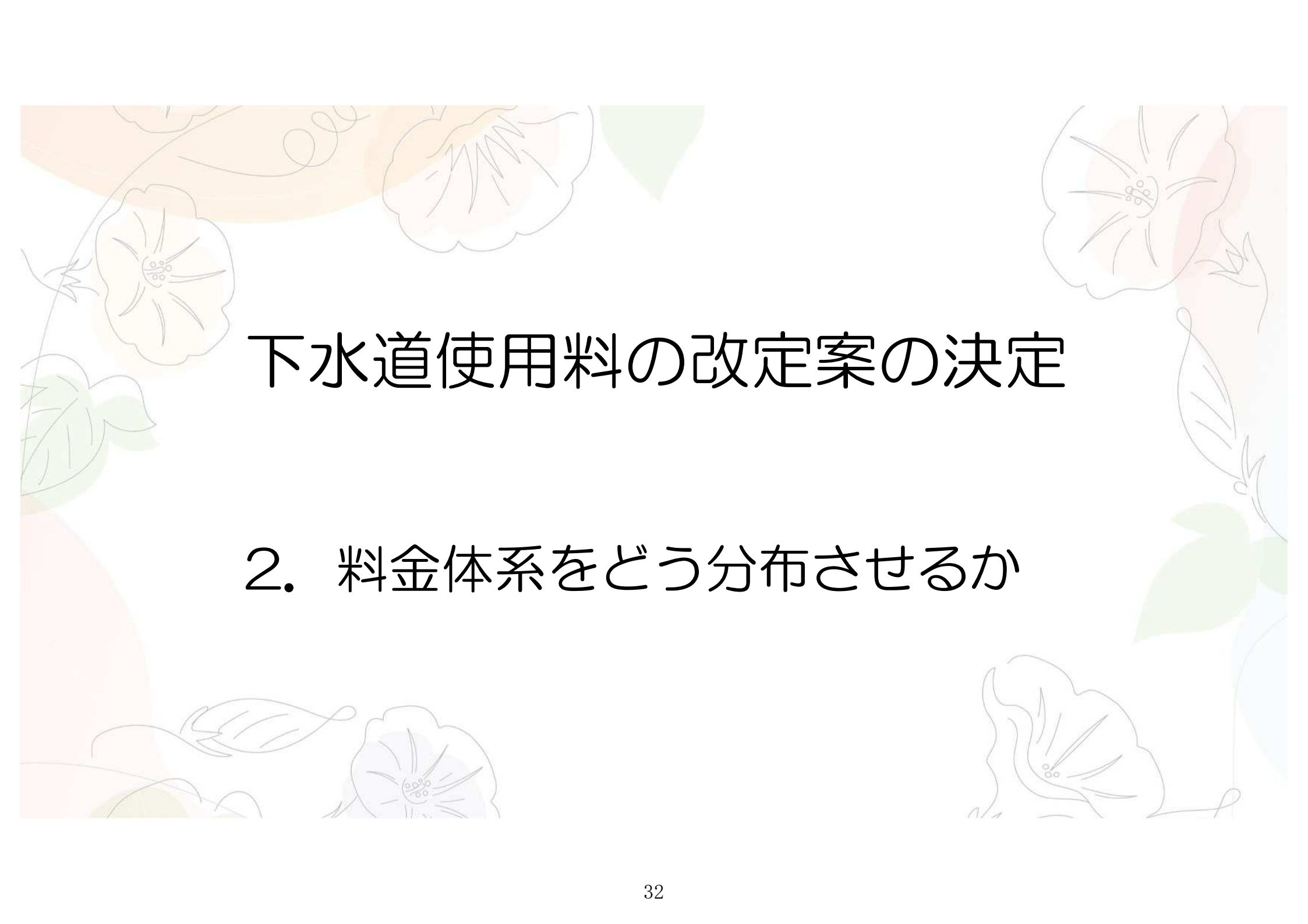
- 目安① 経費回収率100%を目標とする。
汚水処理に係る費用を、使用料収入で賄う目標
- 目安② 使用料単価150円/m³を目標とする。
国が示した目安「3,000円/20m³・月」の使用料水準
- 目安③ 経常収支比率100%を目標とする。
収益的収入と収益的支出を同額とする目標
- 農集目安③「公共目安①経費回収率100%」と同等の負担増
- 目安④ 現行使用料から12%上乗せを目標とする。
熊本県内の事例を参考に、平均改定率である12%を目標

料金改定パターン別の比較（公共）

	現行	目安① 経費回収率 100%	目安② 使用料単価 150円	目安③ 経常収支比率 100%	目安④ 現行使用料12% 上乘せ
使用料単価 (円)	117	153	150	149	132
使用料改定率 (%)	—	30.77%	28.21%	27.35%	12.82%
使用料収入 (千円)	2,331,576/5年 466,315/年	3,048,984/5年 609,797/年	2,989,200/5年 597,840/年	2,969,272/5年 593,854/年	2,630,496/5年 526,099/年
経費回収率 (%)	76.66%	100.25%	98.29%	97.63%	86.49%
経常収支比率 (%)	90.04%	100.18%	100.81%	100.34%	92.32%
繰入金合計 (千円)	1,055,069/5年 211,014/年	337,661/5年 67,532/年	397,445/5年 79,489/年	417,373/5年 83,475/年	756,149/5年 151,230/年
経常損益 (千円)	△420,847/5年 △84,169/年	7,671/5年 1,534/年	34,222/5年 6,844/年	14,294/5年 2,859/年	△324,482/5年 △64,896/年

料金改定パターン別の比較（農集）

	現行	目安① 経費回収率 100%	目安② 使用料単価 150円	目安③ 公共目安① を基準にUP	目安④ 現行使用料12% 上乘せ
使用料単価 (円)	110	396	150	144	124
使用料改定率 (%)	—	260.00%	36.36%	30.91%	12.73%
使用料収入 (千円)	141,460/5年 28,292/年	509,256/5年 101,851/年	192,900/5年 38,580/年	185,184/5年 37,037/年	159,464/5年 31,893/年
経費回収率 (%)	27.80%	100.06%	37.90%	36.39%	31.33%
経常収支比率 (%)	69.69%	100.04%	69.69%	69.69%	69.69%
繰入金合計 (千円)	548,977/5年 109,795/年	181,181/5年 36,236/年	497,537/5年 99,507/年	505,253/5年 101,051/年	530,973/5年 106,195/年
経常損益 (千円)	△221,383/5年 44,277/年	325/5年 65/年	△221,383/5年 44,277/年	△221,383/5年 44,277/年	△221,383/5年 44,277/年



下水道使用料の改定案の決定

2. 料金体系をどう分布させるか

料金体系の分布パターン

料金の改定パターン目安のうち、
「目安①経費回収率100%を目標とする」
（農集は公共目安①と同等の負担増とする）と
「目安④現行使用料から12%上乘せ」を例に
5つの改定パターンを作成した

- 改定パターン1…全体に同額をUP
- 改定パターン2…基本料を据え置き、従量制の累進でUP
- 改定パターン3…基本料金のみUP
- 改定パターン4…全体に同率をUP
- 改定パターン5…基本料金と従量制を累進でUP

料金の改定パターン（公共）

「目安①経費回収率100%を目標とする」場合

公共下水道

全体に同額

従量累進(基本据置)

基本料金のみ

全体に同率

従量累進(基本含む)

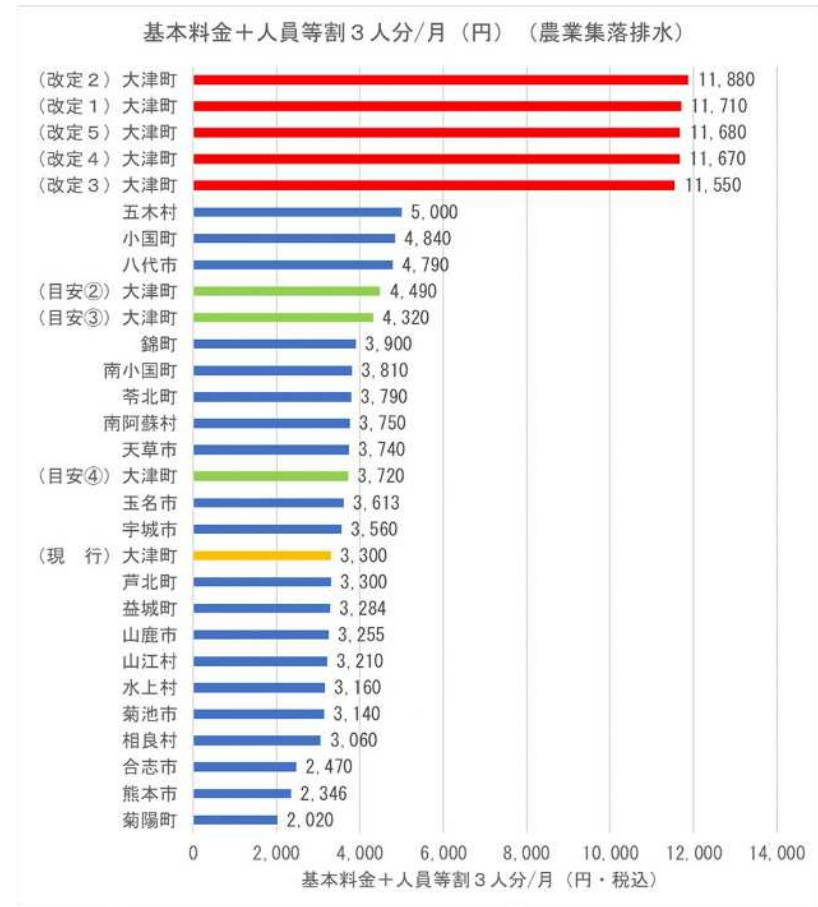
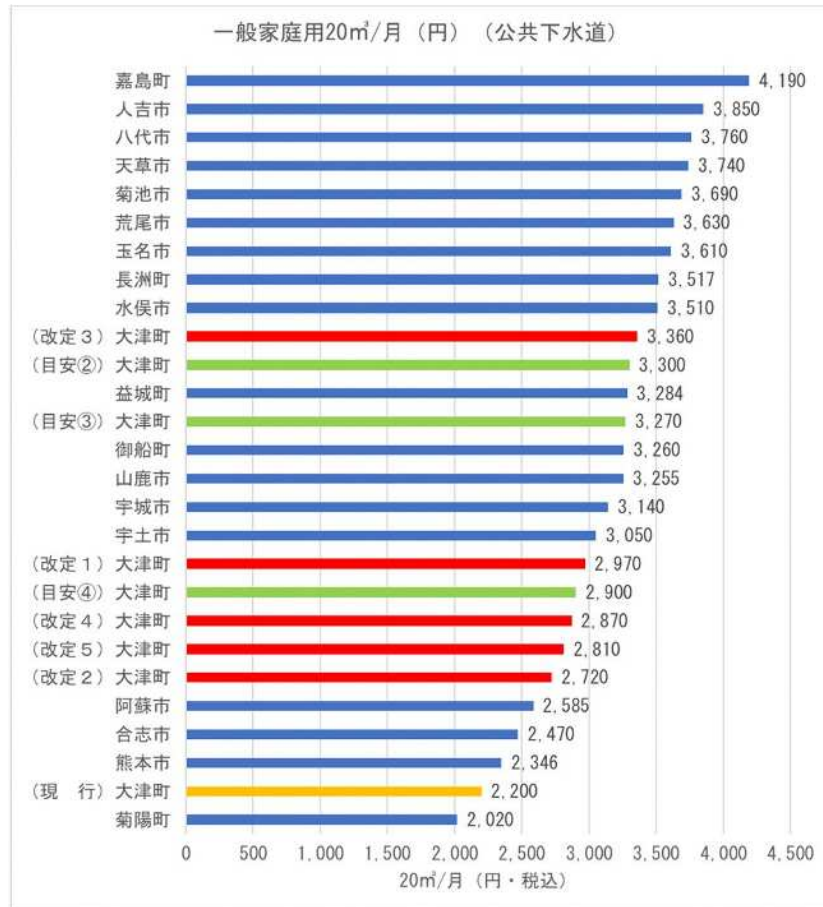
現行料金		改定パターン1			改定パターン2			改定パターン3			改定パターン4			改定パターン5		
水量区分 (m ³ /月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率
0 ~ 8	800	1,080	280	35.0%	800	0	0.0%	1,860	1,060	132.5%	1,045	245	30.6%	1,000	200	25.0%
9 ~ 20	100	135	35	35.0%	140	40	40.0%	100	0	0.0%	131	31	31.0%	130	30	30.0%
21 ~ 30	110	145	35	31.8%	155	45	40.9%	110	0	0.0%	144	34	30.9%	145	35	31.8%
31 ~ 40	120	155	35	29.2%	170	50	41.7%	120	0	0.0%	157	37	30.8%	160	40	33.3%
41 ~	130	165	35	26.9%	185	55	42.3%	130	0	0.0%	170	40	30.8%	175	45	34.6%
税 込 み	10m ³ …1,100円	10m ³ …1,480円			10m ³ …1,180円			10m ³ …2,260円			10m ³ …1,430円			10m ³ …1,380円		
	20m ³ …2,200円	20m ³ …2,970円			20m ³ …2,720円			20m ³ …3,360円			20m ³ …2,870円			20m ³ …2,810円		
	30m ³ …3,410円	30m ³ …4,560円			30m ³ …4,430円			30m ³ …4,570円			30m ³ …4,460円			30m ³ …4,410円		
	40m ³ …4,730円	40m ³ …6,270円			40m ³ …6,300円			40m ³ …5,890円			40m ³ …6,180円			40m ³ …6,170円		
	50m ³ …6,160円	50m ³ …8,080円			50m ³ …8,330円			50m ³ …7,320円			50m ³ …8,050円			50m ³ …8,090円		

料金の改定パターン（農集）

「目安①経費回収率100%を目標とする」場合

農業集落排水		全体に同額			従量累進(基本据置)			基本料金のみ			全体に同率			従量累進(基本含む)		
現行料金		改定パターン1			改定パターン2			改定パターン3			改定パターン4			改定パターン5		
水量区分 (m ³ /月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率
0 ～ 8	800	3,200	2,400	300.0%	800	0	0.0%	10,600	9,800	1225.0%	2,830	2,030	253.8%	2,900	2,100	262.5%
9 ～ 20	100	400	300	300.0%	400	300	300.0%	100	0	0.0%	355	255	255.0%	345	245	245.0%
21 ～ 30	110	410	300	272.7%	450	340	309.1%	110	0	0.0%	390	280	254.5%	380	270	245.5%
31 ～ 40	120	420	300	250.0%	500	380	316.7%	120	0	0.0%	425	305	254.2%	415	295	245.8%
41 ～	130	430	300	230.8%	550	420	323.1%	130	0	0.0%	460	330	253.8%	450	320	246.2%
基本料金	1,500	6,000	4,500	300.0%	1,500	0	0.0%	9,000	7,500	500.0%	5,300	3,800	253.3%	5,400	3,900	260.0%
人員等割	500	1,550	1,050	210.0%	3,100	2,600	520.0%	500	0	0.0%	1,770	1,270	254.0%	1,740	1,240	248.0%
税 込 み	10m ³ …1,100円	10m ³ …4,400円			10m ³ …1,760円			10m ³ …11,880円			10m ³ …3,890円			10m ³ …3,940円		
	20m ³ …2,200円	20m ³ …8,800円			20m ³ …6,160円			20m ³ …12,980円			20m ³ …7,790円			20m ³ …7,740円		
	30m ³ …3,410円	30m ³ …13,310円			30m ³ …11,110円			30m ³ …14,190円			30m ³ …12,080円			30m ³ …11,920円		
	40m ³ …4,730円	40m ³ …17,930円			40m ³ …16,610円			40m ³ …15,510円			40m ³ …16,760円			40m ³ …16,480円		
	50m ³ …6,160円	50m ³ …22,660円			50m ³ …22,660円			50m ³ …16,940円			50m ³ …21,820円			50m ³ …21,430円		
税 込 み	1人…2,200円	1人…8,300円			1人…5,060円			1人…10,450円			1人…7,770円			1人…7,850円		
	2人…2,750円	2人…10,010円			2人…8,470円			2人…11,000円			2人…9,720円			2人…9,760円		
	3人…3,300円	3人…11,710円			3人…11,880円			3人…11,550円			3人…11,670円			3人…11,680円		
	4人…3,850円	4人…13,420円			4人…15,290円			4人…12,100円			4人…13,610円			4人…13,590円		
	5人…4,400円	5人…15,120円			5人…18,700円			5人…12,650円			5人…15,560円			5人…15,510円		

熊本県内の一般家庭用20m³/月（円） 経費回収率100%を目標とする場合

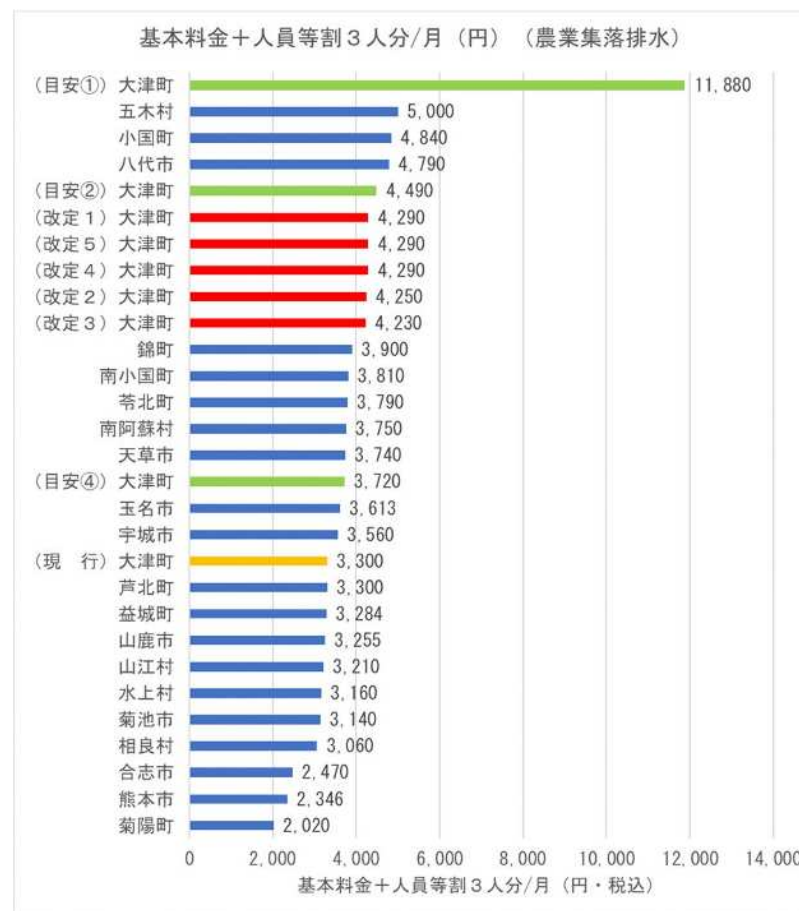
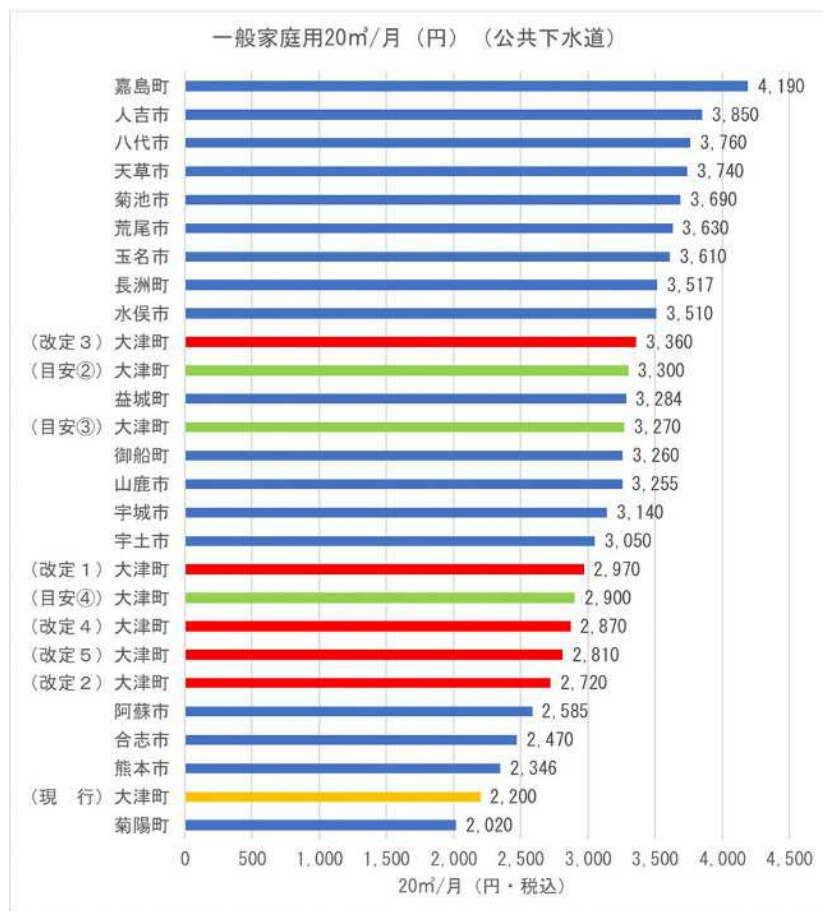


料金の改定パターン（農集）

「公共目安①経費回収率100%に合わせた負担増とする」場合

農業集落排水		全体に同額			従量累進(基本据置)			基本料金のみ			全体に同率			従量累進(基本含む)		
現行料金		改定パターン 1			改定パターン 2			改定パターン 3			改定パターン 4			改定パターン 5		
水量区分 (m³/月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増 加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増 加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増 加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増 加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増 加 額 (円)	改定 率
0 ～ 8	800	1,080	280	35.0%	800	0	0.0%	1,860	1,060	132.5%	1,045	245	30.6%	1,000	200	25.0%
9 ～ 20	100	135	35	35.0%	140	40	40.0%	100	0	0.0%	131	31	31.0%	130	30	30.0%
21 ～ 30	110	145	35	31.8%	155	45	40.9%	110	0	0.0%	144	34	30.9%	145	35	31.8%
31 ～ 40	120	155	35	29.2%	170	50	41.7%	120	0	0.0%	157	37	30.8%	160	40	33.3%
41 ～	130	165	35	26.9%	185	55	42.3%	130	0	0.0%	170	40	30.8%	175	45	34.6%
基本料金	1,500	1,950	450	30.0%	1,500	0	0.0%	2,350	850	56.7%	1,950	450	30.0%	1,800	300	20.0%
人員等割	500	650	150	30.0%	790	290	58.0%	500	0	0.0%	650	150	30.0%	700	200	40.0%
税 込 み	10m³…1,100円	10m³…1,480円			10m³…1,180円			10m³…2,260円			10m³…1,430円			10m³…1,380円		
	20m³…2,200円	20m³…2,970円			20m³…2,720円			20m³…3,360円			20m³…2,870円			20m³…2,810円		
	30m³…3,410円	30m³…4,560円			30m³…4,430円			30m³…4,570円			30m³…4,460円			30m³…4,410円		
	40m³…4,730円	40m³…6,270円			40m³…6,300円			40m³…5,890円			40m³…6,180円			40m³…6,170円		
	50m³…6,160円	50m³…8,080円			50m³…8,330円			50m³…7,320円			50m³…8,050円			50m³…8,090円		
税 込 み	1人…2,200円	1人…2,860円			1人…2,510円			1人…3,130円			1人…2,860円			1人…2,750円		
	2人…2,750円	2人…3,570円			2人…3,380円			2人…3,680円			2人…3,570円			2人…3,520円		
	3人…3,300円	3人…4,290円			3人…4,250円			3人…4,230円			3人…4,290円			3人…4,290円		
	4人…3,850円	4人…5,000円			4人…5,120円			4人…4,780円			4人…5,000円			4人…5,060円		
	5人…4,400円	5人…5,720円			5人…5,990円			5人…5,330円			5人…5,720円			5人…5,830円		

熊本県内の一般家庭用20m³/月（円） 公共目安①経費回収率100%を目標とする場合 農集は公共目安①と同等の負担増とする場合



料金の改定パターン（公共）

「目安④現行使用料から12%上乘せ」の場合

公共下水道

全体に同額

従量累進(基本据置)

基本料金のみ

全体に同率

従量累進(基本含む)

現行料金		改定パターン1			改定パターン2			改定パターン3			改定パターン4			改定パターン5		
水量区分 (m ³ /月)	現行単価 (円)	設定額 (円)	増加額 (円)	改定率	設定額 (円)	増加額 (円)	改定率	設定額 (円)	増加額 (円)	改定率	設定額 (円)	増加額 (円)	改定率	設定額 (円)	増加額 (円)	改定率
0 ~ 8	800	920	120	15.0%	800	0	0.0%	1,240	440	55.0%	900	100	12.5%	925	125	15.6%
9 ~ 20	100	115	15	15.0%	110	10	10.0%	100	0	0.0%	113	13	13.0%	105	5	5.0%
21 ~ 30	110	125	15	13.6%	130	20	18.2%	110	0	0.0%	124	14	12.7%	120	10	9.1%
31 ~ 40	120	135	15	12.5%	145	25	20.8%	120	0	0.0%	135	15	12.5%	135	15	12.5%
41 ~	130	145	15	11.5%	155	25	19.2%	130	0	0.0%	147	17	13.1%	150	20	15.4%
税 込 み	10m ³ …1,100円	10m ³ …1,260円			10m ³ …1,120円			10m ³ …1,580円			10m ³ …1,230円			10m ³ …1,240円		
	20m ³ …2,200円	20m ³ …2,530円			20m ³ …2,330円			20m ³ …2,680円			20m ³ …2,480円			20m ³ …2,400円		
	30m ³ …3,410円	30m ³ …3,900円			30m ³ …3,760円			30m ³ …3,890円			30m ³ …3,840円			30m ³ …3,720円		
	40m ³ …4,730円	40m ³ …5,390円			40m ³ …5,350円			40m ³ …5,210円			40m ³ …5,330円			40m ³ …5,200円		
	50m ³ …6,160円	50m ³ …6,980円			50m ³ …7,060円			50m ³ …6,640円			50m ³ …6,940円			50m ³ …6,850円		

料金の改定パターン（農集）

「目安④現行使用料から12%上乘せ」の場合

農業集落排水

全体に同額

従量累進(基本据置)

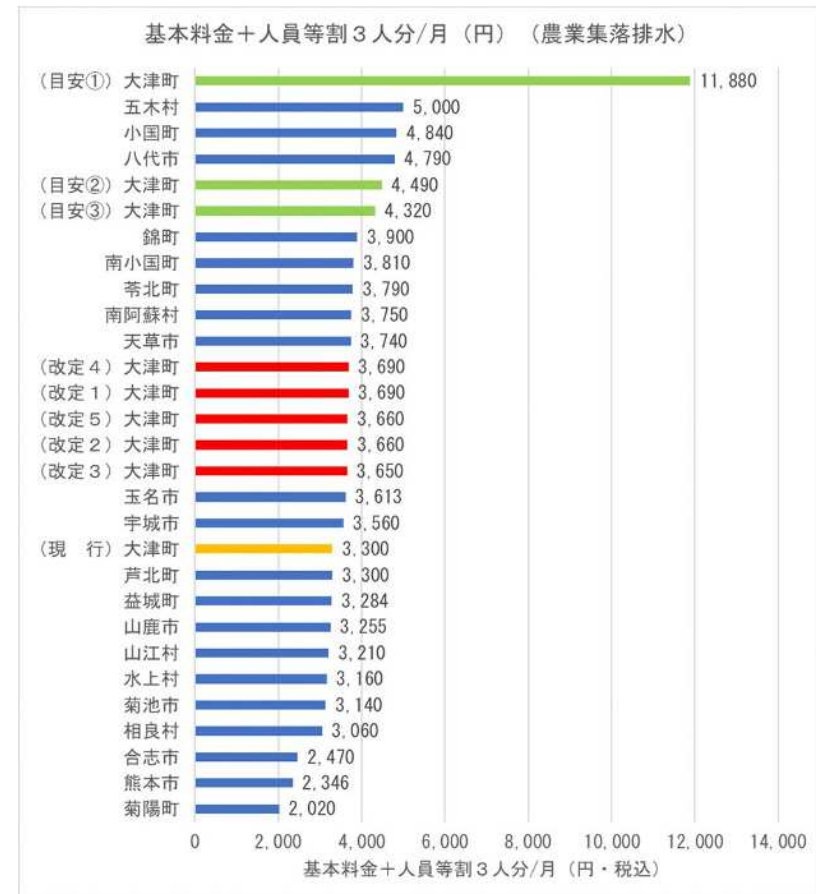
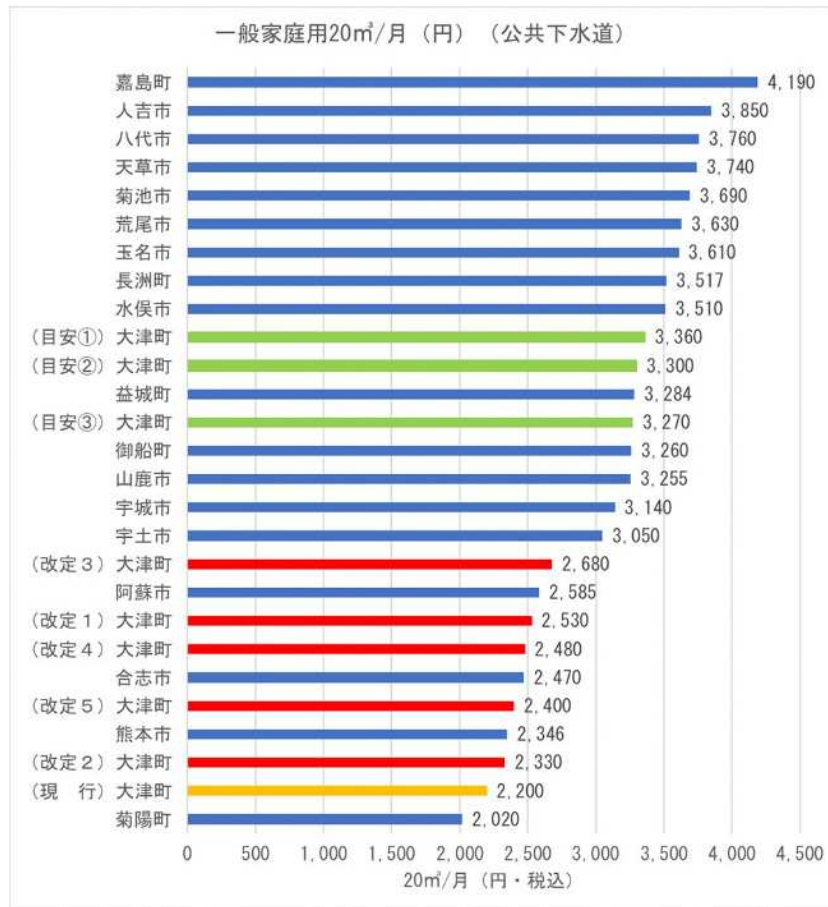
基本料金のみ

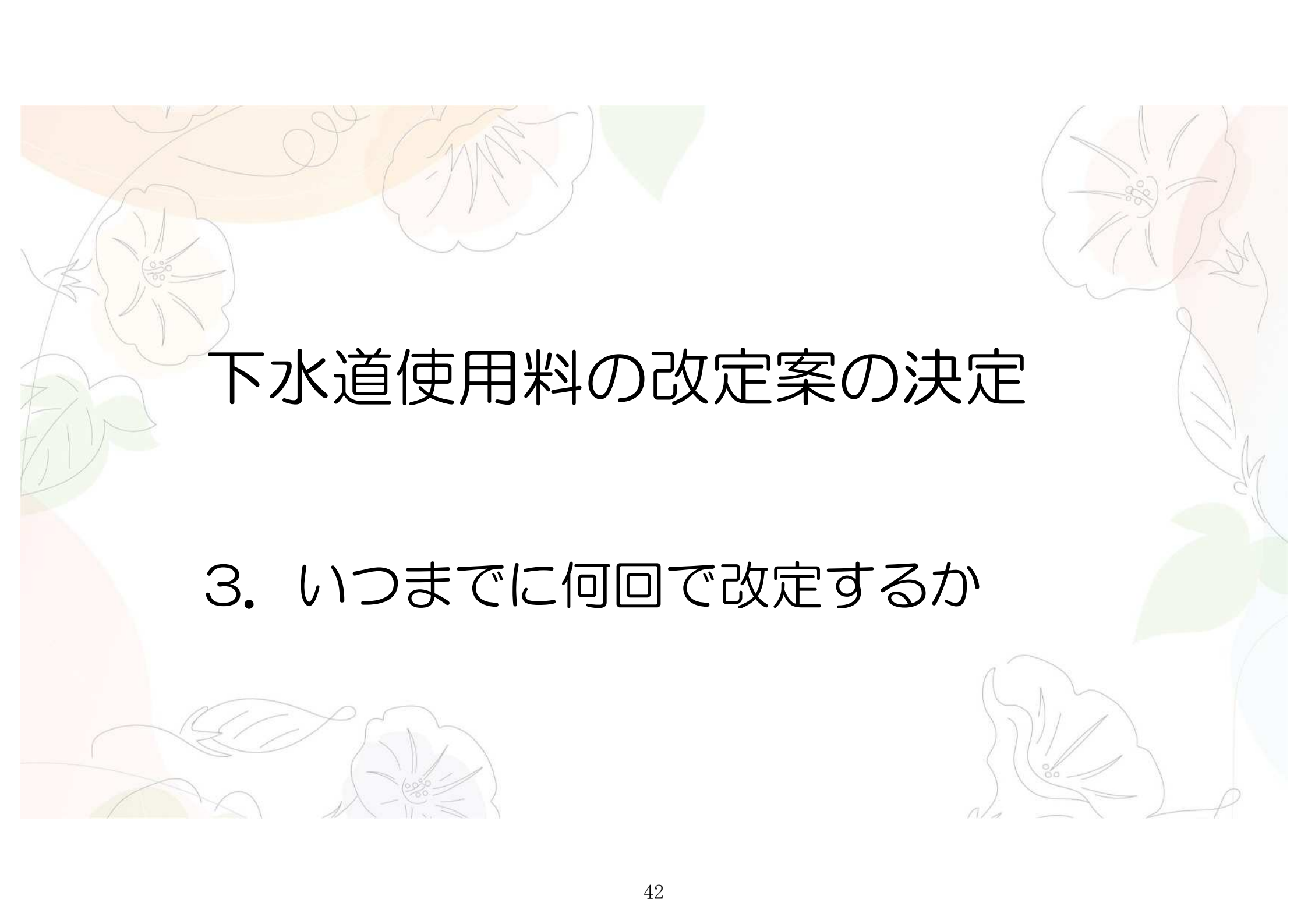
全体に同率

従量累進(基本含む)

現行料金		改定パターン1			改定パターン2			改定パターン3			改定パターン4			改定パターン5		
水量区分 (m ³ /月)	現行 単価 (円)	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率	設定 額 (円)	増加 額 (円)	改定 率
0 ～ 8	800	920	120	15.0%	800	0	0.0%	1,240	440	55.0%	900	100	12.5%	925	125	15.6%
9 ～ 20	100	115	15	15.0%	110	10	10.0%	100	0	0.0%	113	13	13.0%	105	5	5.0%
21 ～ 30	110	125	15	13.6%	130	20	18.2%	110	0	0.0%	124	14	12.7%	120	10	9.1%
31 ～ 40	120	135	15	12.5%	145	25	20.8%	120	0	0.0%	135	15	12.5%	135	15	12.5%
41 ～	130	145	15	11.5%	155	25	19.2%	130	0	0.0%	147	17	13.1%	150	20	15.4%
基本料金	1,500	1,680	180	12.0%	1,500	0	0.0%	1,820	320	21.3%	1,680	180	12.0%	1,650	150	10.0%
人員等割	500	560	60	12.0%	610	110	22.0%	500	0	0.0%	560	60	12.0%	560	60	12.0%
税 込 み	10m ³ …1,100円	10m ³ …1,260円			10m ³ …1,120円			10m ³ …1,580円			10m ³ …1,230円			10m ³ …1,240円		
	20m ³ …2,200円	20m ³ …2,530円			20m ³ …2,330円			20m ³ …2,680円			20m ³ …2,480円			20m ³ …2,400円		
	30m ³ …3,410円	30m ³ …3,900円			30m ³ …3,760円			30m ³ …3,890円			30m ³ …3,840円			30m ³ …3,720円		
	40m ³ …4,730円	40m ³ …5,390円			40m ³ …5,350円			40m ³ …5,210円			40m ³ …5,330円			40m ³ …5,200円		
	50m ³ …6,160円	50m ³ …6,980円			50m ³ …7,060円			50m ³ …6,640円			50m ³ …6,940円			50m ³ …6,850円		
税 込 み	1人…2,200円	1人…2,460円			1人…2,320円			1人…2,550円			1人…2,460円			1人…2,430円		
	2人…2,750円	2人…3,080円			2人…2,990円			2人…3,100円			2人…3,080円			2人…3,040円		
	3人…3,300円	3人…3,690円			3人…3,660円			3人…3,650円			3人…3,690円			3人…3,660円		
	4人…3,850円	4人…4,310円			4人…4,330円			4人…4,200円			4人…4,310円			4人…4,270円		
	5人…4,400円	5人…4,920円			5人…5,000円			5人…4,750円			5人…4,920円			5人…4,890円		

熊本県内の一般家庭用20m³/月（円） 目安④現行使用料に12%上乗せの場合





下水道使用料の改定案の決定

3. いつまでに何回で改定するか

経費回収率100%をいつまでに何回に分けて達成するか？

- 令和2年度に策定している「大津町下水道事業経営戦略」において、経営戦略の計画期間を令和2年度から11年度と定め、令和6年度に15%、10年度に15%（農集は16%づつ）の使用料改定を見込み、経常収支の黒字を目指すとしています。なお、経営戦略策定にあたっては、議会全員協議会での説明を経て、その後、ホームページにおいて公開しています。
- この経営戦略を土台として考えると、「経費回収率100%」を達成する目標年次は、「令和10年度」、「改定回数は2回」程度が妥当ではないかと考えられます。
- なお、令和6年度において経営戦略の見直しを計画しており、最新の投資及び財源試算を実施したうえで、下水道使用料の改定についても再度計算していく予定です。

第4回審議会では・・・

本日の審議会（第3回）で決定できなかった部分の議論や質問事項などへの回答、並びに「答申書案」の内容検討について、審議頂ければと考えております。

次回開催 8月25日(金)13:00～
役場 1 階 多目的室